

2019年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」募集要領

※ 本公募は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の2019年度当初予算の成立を前提としたものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1 背景及び目的

平成2011年2月、サウジアラムコが日本政府と合意し、沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて原油貯蔵事業を開始したことで沖縄との関係が深まったことを契機として、サウジアラムコより沖縄県のサンゴ礁の保全・再生を支援するための寄付をいただいているところですが、これに加えて平成2017年度より新たな寄付（アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）をいただくことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、サンゴ礁保全のために活用していきます。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、平成2017年度より「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行う」とともに、「指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が未永く保全されるための活動を拡大する」ことを目的とした助成事業を実施しています。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、サンゴやサンゴ礁の保全・およびそれらに関する知識の普及啓発に関する活動や調査・研究活動です。

例) 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒、学校のクラブ活動などでサンゴ・サンゴ礁生物・サンゴ礁の環境などに関する自由研究、海岸清掃や看板作りなどの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、サンゴ礁の保全と普及啓発に関する活動。

3 支援対象経費の内容

・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に関わる消耗品購入、外部講師費、移動費などの直接的な経費を支援対象とします。

・団体等の運営に係る人件費、申請を行う活動と直接かかわりのない消耗品、および備品の購入など、主催者が不適切と判断したものは不可。

※事業実施期間（助成決定の日～平成2020年3月31日まで）に行われる活動の経費に限ります。

4 応募資格

- (1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加を予定する活動であること。
- (8) 活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA等の教育・保全・研究活動団体であること。
- (9) 活動団体には必ず成人の活動責任者を含むものとし、その責任者は活動団体メンバーが所属する前号の団体に所属することを原則とすること。

5 支援内容

- (1) 助成金の給付
 - ・ 1 活動団体あたり上限5万円
(ただし、使途・日付入りの領収書の写しの提出が必要、余剰は返金すること。)
 - ・ 10団体程度への助成を予定。
- (2) 活動に関する相談、研究支援
 - ①講師派遣：一つの活動団体に一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。
 - ②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）
 - ③研究相談:研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる（随時）。

6 事業実施期間

助成決定の日から2020年3月31日まで

7 応募方法

(1) 提出書類について

①必須書類

- ・申請書（第1号様式）
- ・団体概要書（第2号様式）

(2) 問い合わせ及び提出先

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局 ジュニアサンゴレンジャー担当

〒901-0125 沖縄県那覇市小禄 390-102

一般社団法人キュリオス沖縄 宮崎悠

Mail : coralreef@okikanka.or.jp

TEL : 080-9851-8835

※書類、助成対象について、対象となる経費などについてもお気軽にお問い合わせください。

(3) 提出方法

- ・上記の応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送または直接持参もしくは
- ・E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

をお願いします。

(4) 提出期限 2019年7月12日（金）必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

・書類審査・審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

・協議会の趣旨や基本理念に沿った内容かどうかや、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

(1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

(2) 特にフィールドでの活動の場合、自主的に活動計画書（何時から何時まで何名でど

こに行き、引率者は誰で、荒天時の対応はこうする、等) を作成するなど、安全管理については十分な対策をお願いします。